

令和4年門審第6号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和3年5月17日03時30分
鹿児島県上甕島東方沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 9.1トン
登 録 長 15.07メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 502キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部の少し後方に配した操舵室に、魚群探知機、レーダー及びGPSプロッターなどを備え、刺し網漁業等に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、きびなご漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和3年5月17日01時10分鹿児島県里漁港を発し、同県射手埼の西北西方沖合約1海里の漁場に向かった。

a受審人は、02時00分前示漁場に到着して集魚を開始したものの、魚影がなかったので、03時00分同漁場を発進して別の漁場に向けて移動を始め、魚群探索を行いながら、射手埼の東方沖合から南方沖合にかけて航行した後、鹿児島県野島の南方沖合に向けて東行した。

a受審人は、上甕島東方沖合での操業経験が20年以上あり、野島東方沖合には浅所が存在することを知っていたので、平素、レーダーを使って船位の確認を行いながら、野島とその東側の鹿児島県双子島とに挟まれた水路のほぼ中央を北上して双子島の北方沖合の漁場に向かっていたものの、野島の南方沖合に至ったとき、双子島の北方に操業中の漁船がいたので、同水路のほぼ中央から野島に近寄って北上した後、同島の北方沖合で操業することにした。

a受審人は、レーダーを0.75海里レンジのコースアップ表示とし、野島の南方沖合で左転したのち、03時29分僅か前射手埼灯台から110度（真方位、以下同じ。）1.48海里の地点で、針路を000度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、船首方400メートルのところにある浅所に向首する状況となったが、少しぐらい野島に近寄って

航行しても支障ないものと思い、作動していたレーダーの使用レンジを小さくして野島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、野島東方沖合の浅所に向首していることに気付かず、魚群探索を行いながら続航し、03時30分射手埼灯台から101度1.40海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、球状船首に破口を生じ、自力離礁して里漁港に帰航し、のち修理され、甲板員が右橈骨遠位端関節内骨折を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、上甕島東方沖合において、魚群探索を行いながら航行する際、船位の確認が不十分で、野島東方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、上甕島東方沖合において、きびなごの魚群探索を行いながら航行する場合、野島に近寄って北上していたから、作動していたレーダーの使用レンジを小さくして野島との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、少しぐらい野島に近寄って航行しても支障ないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、野島東方沖合の浅所に向首していることに気付かないまま進行して乗り揚げる事態を招き、球状船首に破口を生じさせ、甲板員を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年6月23日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄